

きずな

～豊かさを未来へ～

2020年冬 第31号

<http://toyo.pbeins.net/>



市政へのご意見は
下記にご連絡下さい

豊橋市議会議員
豊田一雄

【発行】豊橋市議会議員 豊田一雄

〒440-0026 豊橋市多米西町三丁目 2-10 【TEL/FAX】 0532(64)6147 【Email】 toyoda-kazuo@toyohashi-shigikai.com

メルマガ「きずな」を月1～2回配信しています。こちらのページからお申込みください。 <http://toyo.pbeins.net/mm.html>

令和元年度に制定された注目新条例

昨年の3月議会で議決された条例で、市民生活にかかわりの深いものを二つ紹介します。

自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例

自転車の利用は環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、市民の健康の増進等に資するものです。そこで、自転車の快適で安全な利用の推進のために、交通の安全及び安心の確保を図りつつ、その利用の拡大を図ることを目指し、制定された条例です。

条例では、市の責務として、市民等並びに国及び県と緊密な連携を図り、施策を総合的に実施することを定めています。市が管理する道路の保全、自転車通行空間・駐輪環境の整備や自転車の快適で安全な利用に係る支援・普及啓発などです。

自転車利用者の責務としては、道路交通法その他の法令の規定を遵守する努力とともに、**乗車用ヘルメットの着用、自転車の2箇所を施錠する等盗難防止の措置などの努力義務**が定められています。また、この条例は令和元年4月1日から施行されていますが、**10月1日からは自転車損害賠償保険等への加入も義務付けられています。**



受動喫煙防止条例

受動喫煙の健康影響をより一層防止するため、「豊橋市受動喫煙防止条例」を制定しました。

令和元年7月1日から施行対象となるのは、以下の二つの分類です。

【喫煙禁止施設】敷地内禁煙

(屋外喫煙施設を設けないよう努める)

○学校（幼稚園、小中学校、高等学校、大学、各種学校等）○病院・児童福祉施設（保育園、認定こども園等）○市の庁舎、施設（競輪場、総合老人ホームつづじ荘を除く）

【第一種施設】原則敷地内禁煙

(屋外喫煙場所の設置可)

○国、県の庁舎○総合老人ホームつづじ荘
以下の分類は令和2年4月1日施行です。

【第二種施設】原則屋内禁煙

(喫煙専用室内でのみ喫煙可、禁煙とした飲食提供施設は屋内で喫煙できない旨を記載した標識の表示義務あり)

○喫煙禁止施設、第一種施設、喫煙目的施設以外で多数の者が利用する施設

【既存特定飲食提供施設】禁煙・喫煙を選択

(※施設内での飲食等可)

○本条例施行前より営業している飲食店で、客席面積100m²以下の個人又は中小企業

【喫煙目的施設】喫煙可

○喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする（シガーバー、たばこ販売店等）

なお、加熱式たばこは、紙巻きたばこと同等の扱いとなります。

—豊田一雄の主な議会発言—

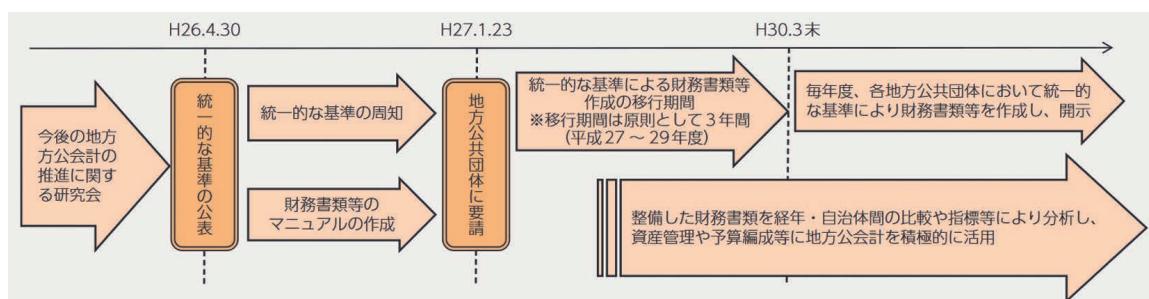
〈3月議会一般質問〉

● コスト情報やストック情報の活用について

総務省が作成する平成29年と平成30年版地方財政白書では、人口減少、少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは極めて重要であると言っています。さらに、事業別・施設別のセグメント分析を行い、資産管理、予算編成や行政評価等に積極的に活用していくことが重要であるということも言っています。

そこで、財務諸表活用に関する総務省通達への対応について、①中長期的な財政運営への活用（総合計画、行財政改革プラン等）、②資産管理への活用、③行政評価等への活用などについて豊橋市の考え方を聞きました。

これらに対する答弁の中で、「行財政改革プランへの活用について、ストック情報やコスト情報を評価指標に設定することが考えられ、活用手法については今後勉強していきたい。」、「資産老朽化比率は実質増加しており、老朽化が進んでいる。他都市と比較しても高い。」、「財務諸表の総合計画への活用について、財務状況が計画期間の中でどういう姿になっていくのかは一定の把握をしていかなくてはいけない。どういう表し方ができるかその策定過程の中で検討をしていきたい。」などの認識が示されました。



「地方財政白書より」

議長としての活動について

昨年4月には豊橋市議会議員選挙が行われましたが、お陰様で4回目の当選を果たすことができました。ありがとうございました。そして、5月15日に行われた臨時議会において、豊田一雄は第78代の豊橋市議会議長に選出されました。これまでに経験した議長としての仕事について以下に紹介します。

● 議会運営

本会議は三の倍数月での定例議会が年に4回と、5月中旬の臨時議会があり、その運営を行います。議会の日程などについては議会運営委員会で決定されます。本会議で行われる一般質問の前には質問予定の議員から通告が行われるので、正副議長でその内容について会議規則などに照らして適切であるかどうかをチェックします。一般質問当日には、通告から逸脱した場合に質問を止めることもあります。議場の議員からの「議事進行」という異議の発声があった場合にはその対応などを行います。





● 議会改革の推進

今年度の議会改革課題として、政務活動費の会派支給から個人支給への変更と議場へのパソコン持ち込みの二つが掲げられています。

政務活動費の個人支給は議員個人の責任をより明確にし市民に信頼される使い方を目指すためのものです。運用する中で報告の方法などに問題が生じたため、プロジェクトチームを設置し対応について委嘱しました。

パソコンの議場への持ち込みは会議システムの活用により、資料や過去のデータの有効活用による議論の充実などを目指すものです。会議システムの活用方法の理解を進めるために、事務局で事例集などを作成してもらい議員の理解促進に努めました。

● 当局からの情報を関係先に周知

市当局は議会に報告すべき事項が生じた場合、まず議長に報告します。記者発表すべきものの他、市政に影響を及ぼす恐れのあることについては随時報告があります。内容に応じて、全議員に伝えたり担当常任委員会の委員長に伝えるなどの選別を行います。

● 各種議長協議会活動への参加

様々な種類の議長協議会があり、それぞれで国などに要望活動を行っています。順番で役員をすることになりますが今年度は当たり年で、全国市議会議長会の評議員、中核市議会議長会の相談役、東海市議会議長会の理事、愛知県市議会議長会の副会長などを受け持っており、それぞれ各省庁に要望活動に出かけることが多くあります。この他、三遠南信地域議長会、豊橋・田原・湖西市議会議長会、東三河市町村議長会の要望活動にも参加しています。



「愛知県市議会議長会として要望」

● その他

市内の各種団体が行うイベントに来賓として出席させていただく機会も数多くあります。

また、昨年は市議会議員選挙において、選挙運動の際に公選法に沿わないメール配信を行うという違反行為がありました。このことに関しては、議会としての対応について議長から議会運営委員会に諮問し、その答申に基づき、後日、本人に文書と口頭で厳重注意を行うということもありました。



市政トピックス

豊橋新城スマートインターチェンジについて

9月27日国土交通省は、豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）が準備段階調査箇所へ採択されたと、発表しました。豊橋市内の東名高速道路に念願のインターチェンジができることが現実的になってきました。場所は東名高速道路豊橋北バストップ付近。仮の名称は、豊橋新城スマートインターチェンジ。

これまで数年にわたる豊橋市と新城市が連携した要望活動の成果とも言えます。この程決定した準備段階調査は国によって1~2年間行われ、その後、国や地方自治体による地区協議会などでの検討を経て、新規事業化ということになります。

大いに期待するとともに、豊橋市内からのアクセス道路整備や周辺地域の土地利用も課題として考えていく必要があります。



「府中スマートインターチェンジ」

新アリーナについて

7月9日、豊橋市は豊橋公園に整備することを検討していた「新アリーナ」の建設・運営に関して、クロススポーツマーケティング株との協議を打ち切りました。

クロススポーツマーケティング社は基本協定の締結の条件として、三遠ネオフェニックスが新アリーナを30年間使い続けるという協定を本市との間で結ぶことを求めていました。しかし豊橋市は、この点について今後協議を継続しても考え方の溝を埋めることは難しいことから、基本協定を締結することは困難であると判断し、『豊橋市「新アリーナ」の建設・運営に関する民間提案募集要項』に基づきクロススポーツマーケティング株との詳細協議を終了し、協議対象者としての地位を取り消したものです。

11月19日に行われた総務委員会では今後の考え方として、総合体育館が老朽化しており大規模改修の必要等があること、総合体育館の利用状況が過密であること、スポーツ観戦の来場者による経済効果の期待、防災活動の拠点としての活用などから、必要なものであると言う市当局の認識が示されました。そして、民間の資金やノウハウを活用することに加え、総合体育館の老朽化対策や利用の過密化の早期解消のため、手法について引き続き検討する方針であるとの説明が行われました。この委員会の資料は、下記でご覧いただくことができます。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/70312/R011119somu.pdf>



「老朽化が進む総合体育館」

ユニチカ跡地訴訟について

ユニチカ跡地に関する訴訟の高裁判決が7月16日に言い渡されました。判決内容は、控訴人（豊橋市長）は控訴人補助参加人（ユニチカ株）に対し、20億9,462万円余を支払うよう請求せよ、というものです。主な争点は昭和26年に締結した、ユニチカ株の前身である大日本紡績が工場新設する際の、豊橋市が工場用地の提供などに関する契約の第12条「大日本紡績は将来本件各土地の内で使用する計画を放棄した部分はこれを豊橋市に返還する」の解釈に関するものです。

判決理由として、まず、契約第12条で言う「使用する計画を放棄する」とは、当該土地部分について工場等を建設して操業を開始する前に、使用しない旨を表明することをいうものと解するのが相当、としています。工場等を建設し一定期間操業したものは対象とならないということです。1審判決と異なる部分です。

また豊橋市等は契約第12条の対象は、後に第二工場が建設された約2万坪に限定されると主張していましたが、これは退けられ「本件契約第12条は本件各土地全体を対象としていたものと解するのが相当」と結論付けています。

さらに、「使用する計画を放棄した部分」の解釈については、用地東側の住宅区域の緑地部分及び西側の工場地区の緑地部分の内、廃棄物の仮置き想定場所、貯水池、休憩室部分を除いた部分で、運動場、ゴルフ練習場、花壇、キャンプ場など9万m²分であり、相当する約21億円の請求を命じたものです。豊橋市長は、7月30日の記者会見で、上告したことを明らかにしました。12月末時点で最高裁の判断は下されていません。